

ゼロ・トレランスに教育法学会が反論 (寛容・容赦なしの厳罰化)

喜多 明人 (早稲田大学教授)

「あんまり怒るなよ。子どもがやったことじゃないか」「若気の至りだよ。われわれだって若いころは無茶したもんだよ」・・・こういった子どもや若者への寛容さを表現した言葉は日本の社会ではもう聞かれなくなるのだろうか。

教育再生会議「いじめ問題への緊急提言」(2006年11月29日)及び文部科学省通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(2007年2月5日)に示された“ゼロ・トレランス(寛容・容赦なしの厳罰・管理主義)の暗雲”が学校社会を覆い始めている。

その方針は、「基本において、いじめ問題の根本的な解決を妨げる。」

日本教育法学会・学校事故研は、5月26日の総会においてこのように結論づけて、「いじめ防止に向けたわたしたちの見解 一教育再生会議「いじめ緊急提言」の問題点一」を発表した。そして具体的には以下のような「緊急提案」を行った。

- 学校は、いじめ被害者の心身の安全と人権を最優先に確保する
- 厳罰的教育は子どもの人間関係の修復を後退させる
- 出席停止は一時的で過渡的な措置として適正な運用を
- 「被害者である傍観者」の人権意識を育てる協働的な安全学習を
- 事実上の「体罰」容認となる「有形力の行使」は、子どもにいじめ肯定のメッセージを伝える
- 警察機関との連携強化は学校の教育的権威の失墜

- 学校にはいじめ防止委員会といじめ相談員を
- いじめ防止の指導力向上のための教員研修の保障を
- いじめ防止への学校支援と「いじめ苦情等審査委員会」の設置を

今期国会では少年法が改正され、問題を起こした子どもは小学生から少年院に入れて矯正教育を行うことができるようになった。この改正は一連の厳罰化の流れにそうものであり、上記の教育再生会議の「いじめ問題への緊急提言」以来のゼロ・トレランスの政策がより鮮明になったといえる。緊急提言では、「問題行動を起こす子どもに対して、指導、懲戒の基準を明確にし、毅然(きぜん)とした対応を取る」こととし、これを受けて文部科学省が2月5日に通知した「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」という通達では、「有形力の行使」(事実上の「体罰」容認)、出席停止、教室外退去・別室指導などの厳格な姿勢で望むことを指示した。出席停止の運用に際しては、警察との連携がうたわれ、学校は「犯罪行為の可能性がある場合には、・・・直ちに警察に通報する」ようながしている。かつては、「万引き」などの軽犯罪を犯した子どもは、学校による「生活指導、懲戒の対象」ではあっても、「警察に売り渡す」ことはしなかった。それは教育の放棄になるからだ。子どもが家庭や周囲の環境によってさまざまな壁にぶつかり、つまづき、混乱し、「問題行動」を起こすことはいつの時代においても想定できたことであり、だからこそ学校は、その「問題行動」を積極的に

NEWSLETTER No.88 CONTENTS

○ゼロ・トレランスに教育法学会が反論 /1

特集 子どもがつくるまち主催者サミット

- 「子どもがつくるまち」はまちを愛する気持ちから /2
- こどものまちにおける大人の役割について /5

連載 子どもの権利条例制定の最新動向

- 「子どもの権利-支援研究会」の設立について /6
- 札幌市子どもの権利条例制定に向けての動向 /7
- 新潟市子どもの権利条例 /7
- 「射水市子どもに関する条例」の制定 /7

子どもの権利をめぐる国際動向

- 国連・拷問禁止委員会による日本の第1回報告書審査 /8
- ヨーロッパ：子どもを性暴力から保護するための新条約作成へ/8

イベント報告

- しつけ？ それとも体罰？ /9

フォーラム実行委員会

- 子どもの権利条約フォーラムINながのの準備状況 /11
- お知らせ** ○子どもの権利条約基礎講座 /12

として受け入れて、教育機関としての存在感を誇示してきた。

ところが近年は、学会が指摘するように「学校の教育的権威」は失墜し、ちょっとした校内暴力でもすぐさま警察を呼ぶ学校が多くなった。加えて「犯罪行為の可能性」という範疇で子どもを警察にゆだねる時代になったのかと思うと空恐

ろしいものがある。おそらくは、日本社会全体が「寛容さ」を失い、容赦のない厳罰・管理主義に覆われ始めていることと関係していよう。私たちの世界から失われ始めている「許しあう」という社会原理をこの機会に一度想起したい。

* 文部科学省通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（2007年2月5日）の抜粋

改正教育基本法の教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されている。いじめられる子どもを最後まで守り通すことは学校としては当然の責務であり、同時に、いじめの子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥すべき行為であることを認識させる必要がある。問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたい。

<生徒指導の充実について>すべての教育活動を通じてきめ細やかな指導を行い、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。いじめや暴力行為に関するきまりや対応を明確化し、保護者や地域住民の理解と協力を得る。問題行動の中でも、犯罪行為の可能性のある場合には、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

<出席停止制度の活用について>出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置である。いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、十分配慮する。当該児童生徒に対し、必要な教育的措置を講じる。

<懲戒・体罰について>教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意する。体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっている。文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

～学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

・ 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、客観的に考慮して判断されるべきである。

・ 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。

特集 子どもがつくるまち主催者サミット

「こどもがつくるまち」は、まちを愛する気持ちから

～サミットの概要と、ゲルトさんの講演～

みえ けんぞう（NPO子どものまち理事）

4月30日、佐倉市ユーカリが丘のウィシュトンホテル・5階大ホールは、大勢の「こどもが主体的に活躍出来る場づくり」に取り組む人たちが溢れた。

「こどもがつくるまち全国主催者サミット」が初めて佐倉市で開催されたのである。

このサミットは、各地で「こどもの力でまちをつくる」という取組みをする札幌から大阪までの11団体が集まって開催されたもの。そのこどものまちは、それぞれ地域独自の背景を持ちながら「こどもが遊びながら、友達や誰かと一緒に行なう“仕事”を通して、また別の他の人と繋がって行く」と

いう体験の場として、用意されている。

ひな形となるのはドイツはミュンヘン市で30年近くの歴史を持つ「遊びのまち・ミニミュンヘン」で、ここには毎日2000人のこどもたちが、3〜4週間をかけてまちをつくりながら、そこでの「暮らし」「人生」を楽しむ。2年に一度の夏休みに行なわれるこの催しでは、数多くの仕事ブースが用意され、こどもたちは一人の市民としてこのなかで行動し、街で起きた問題や新たな展開は、“市役所”が取りまとめ、“市議会”で諮られる。“新聞社”や“TV局”もこの様子を取り上げる。

2000年のミニミュンヘンで出会った佐倉の中村桃子と、四日市の増田喜昭とが、それぞれ感動を持ち帰り、千葉県佐倉市の「ミニさくら」がたまたま全国に先駆けて4日間のこどものまちを開催したことから、今回の第1回サミットを開催する運びとなった。呼びかけ人には増田さんや千葉大の木下勇教授も名前を連ねる。

当日はまず、朝からエクスカッションとして「WaiWai広場（※1）」を見にきてもらった。ミニさくらの会場となる中志津中央商店街（アイアイモール）にて、ミニさくらの仕事ブースと同様、こどもたちだけで「裂き織り」や“カフェ”、“大人の学校”を開き、ちょっぴりミニさくら気分を味わってもらうことができた。



その後、午後からはいよいよ行事開始。320人は入る会場がほぼ埋め尽くされて始まった。盛り沢山の内容だったが、当日の目玉となった、ミニミュンヘン創始者の一人、ゲルト＝グリューナイズル氏の講演から始まった。

■ゲルト グリューナイズル氏の講演

ゲルト氏は「ミニ・ミュンヘンの仕組みについて」と題した講演のなかで、「遊びのまち・ミニミュンヘン」と学校とを、同じ学びを目的としながらも、全く違うものと位置づけた。曰く、

- ・本物の世界と同じルールで、仕事をしてお金を儲け、消費し、勉強する事ができる。
- ・だれもが無料で自由に参加でき、市民になって土地を買ったり店を出したりできる。
- ・まちでの過ごし方も自由だし、仕事をやめるのも自由。
- ・こども達に任されているから、やる気を起こす事になる。
- ・いろんな仕事は、こども達の意志で新たに作る事ができるので、今では100以上の仕事がある。
- ・働いて稼いだお金の一部は税金としてまちに納める。（全ての仕事、銀行）
- ・ここでは政治家が公約を述べ、選挙で市長が選ばれる。（市

議会、市長）

- ・遊びながら、勉強する事の楽しさを学んでいる。（理料研究所）
- ・人が使えるものを作る事を学ぶ。（工房）
- ・テレビや新聞で伝えるべき事を学ぶ。（新聞社、TV局）
- ・人を傷つける記事を書いてはいけない事を知る。（新聞社、TV局）
- ・さまざまな利害が関わる複雑なまちを体験する。（全体）
- ・ケンカの仲裁役がいて、互いの言い分を聞く裁判所もある。（警察、裁判所）

そしてゲルト氏は「ミニミュンヘンは、こどもたちに自由な発想と空間を与えている。」と言う。

ミニミュンヘンは、かつてミュンヘン市が採択した「こどもたちのためのまち、ミュンヘン」というコンセプトに沿って、優れたアイデアを持った団体や事業者によるプランが、行政自身の事業と同様の価値を持って事業委託されているそうである。ミュンヘン市では優れたプランであれば、それが民間であっても行政の事業と同様に実施されることになる。行政、企業、そしてNPO遊びと文化空間の3者が役割分担し、互いに替えの利かないパートナーとして共に「ミニミュンヘンを実現させる」そうである。



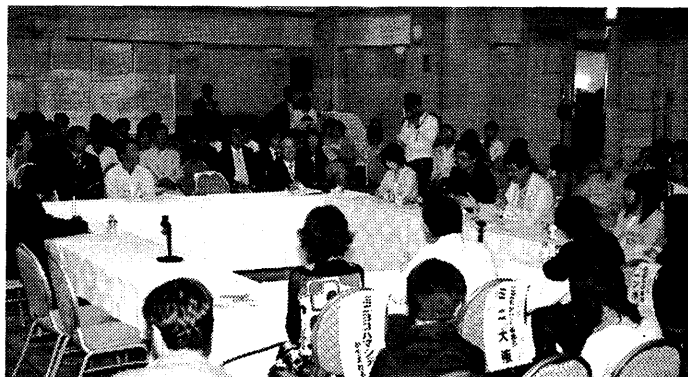
ゲルト グリューナイズルさん（中央）

■「こどものまちサミット」本会議

当日は、日本全国の「こどもがつくるまち」・・・ミニミニさっぽろ（札幌）、こどものまち（仙台）、ミニいちかわ（市川）、ミニさくら（佐倉）、むさしのミニタウン（武蔵野）、ミニたまゆり（川崎）、ミニヨコハマシティ（横浜）、ピンポン横丁（名古屋）、だがねランド（名古屋）、こども四日市（四日市）、ミニ大阪（大阪）の11が一堂に会した。まず最初の話題は、各地の「こどもがつくるまち」を運営してみてもの問題点。

（1）「職安の前の行列」

この問題には、多くの「こどものまち」が悩んでいた。行列ができるのは「参加者が多すぎて仕事がない時」。この場合、水まき、ゴミ拾い、クイズやだじゃれといった職安に並ばなくても済む新しい仕事で通貨をもらえるケースのほか、一つの仕事を30分で切上げて職安に戻るルールを作ったり、各お店ブースが店員や呼び込み係など働ける人を増やして対応していた。じつは、ミニミュンヘンでも「公共工事」を発注して仕事を作りだしているの、この問題は万国共通？のこのようである。



NPO子どものまち代表 中村桃子さん

(2)「こども通貨の価値」

この価値についても、同じように悩みを抱えていた。通貨の価値をどう守るか、また稼いだ通貨が（会期の終わりとともに）使えなくなることをごどもたちが残念がるケースも（ミニミュンヘンは次回には持ち越せない）。別の通年の行事で使えるこども四日市、来年まで貯めておける名古屋のだがねランド、ほかに前回のものは交換レートを設けて処理するまちも。大人がお金を使えるかどうかは実態が分かれたが、こどもが稼いだお金で親の分を買ってあげたり、逆にこどもから巻き上げたりする親の姿が報告された。

(3)「おとなの口出し、関わり」

これについては、異口同音に現状が嘆かれた。つつい大人は完成度を求めてしまうとか。行列の順番めかしや仕事の進め方に、つい口出しする親がいるのも共通のよう。ミニミュンヘンでは閉鎖空間でもあり大人が比較的シャットアウトされ、またスタッフも危険な道具などではその使い方を教えるが、あとは口出ししない仕組みが成り立っている。ミニさくらの実態として紹介された話の中で「日本では、何かとうるさいか、まったくサポートしないかで、こどもたちは疲れてしまう」というこどもの声の報告もあった。

(4)「サミット・佐倉宣言」

最後に「こどもがつくるまち」主催者によるサミット宣言を発表して、閉幕した。この宣言は、昼食時に行なわれた代表者会議の中で討論され、佐倉が示した素案に対して「一つ一つのこどものまちは、全て背景が違うし、目指すところもそれぞれ持っている。ここが表現されないものだろうか」との意見を元にして、調整が図られた。

その結果は次の通りで、ステージに各こどものまち主催者の代表が集まり宣言された。



私たちは、次の3つの価値を共有しながら、それぞれの街のそれぞれの「こどもがつくるまち」が、より面白くなることを願って、今日集まりました。

- 1)「こどもがつくるまち」は、それぞれのまちを愛する気持ちから生まれている。
- 2)「こどもがつくるまち」は、こどもたちの決める力、変えて行く力から生まれている。
- 3)「こどもがつくるまち」は、圧倒的に面白くて、徹底的に遊びのまちである。

「それぞれのまちを愛する気持ちから」の一文は、ゲルト氏はじめミニミュンヘンをはじめたミュンヘンの人達が、ミニミュンヘンに参加するこどもたちのことを指して述べた発言に由来していて、それはミニミュンヘン2006を訪問した際の我々一行が聞いた言葉である。

さて、「こどものまちサミット」の次回開催地は仙台（※2）となった。各地で巡回するかたちでサミットが催されて行く中で、今回以上に各地で「こどものまちとは何か」「地域にとってこどものまちの持つ意味は？」といったことへの問いかけが為され、またその土地その土地の答えが示されて行くことを、楽しみにしたい。

※1=NPOこどものまちが現在進めている、通年型のこどもの居場所づくり事業。現在のところ、平日日中の週3日と不定期の休日に開催しており、来る子たちはミニさくらとの緩やかな繋がりを感じながらも、日々は自由に過ごしている。
※2=2008年の11月が予定されている。この時期には仙台で「秋のこどもの日・こどものまち」が開催されることになっていて、その前後1ヶ月程度のうちでの開催、とのことである。

NPO子どものまち：千葉県佐倉市。「子どもがつくるまち・ミニさくら」を第3回から運営する任意団体。現在はミニさくらのほか、地域子ども教室（当時）事業であるWaiWai広場を運営。<http://mini-sakura.net/>

みえけんぞう：本名は堀達哉。昭和42年生まれ、NPO法人まちづくり千葉理事、トラムデザイン事務所主宰、など。ニックネームは三重県出身だから。<http://miekenzo.com/>

協力：伊藤勝美さん（光ヶ丘中学校おやじの会）、小杉皓男さん（大和市在住）、酒井一郎さん（ミニたまゆり）

こどものまちにおける大人の役割について

三浦修平・吉田晴奈(早稲田大学)

わたしたちは喜多明人先生のゼミに所属し、「子どもの居場所づくり」をテーマに研究してきました。特に居場所における大人の役割に注目して、学童保育、児童館、プレーパーク、または放課後の学校施設を利用した居場所づくりなどを見てきました。また、実際にアルバイトやボランティアで子どもと遊び関わってきました。本年度のミニさくらにもスタッフとして一日参加しています。それらの経験を元に研究で得られた視点を示した上で、その視点から今回のこどものつくるまちサミットに参加した感想を書きたいと思います。

わたしたちは学校教育から開放された「子どもの居場所」では、大人は自らの役割を見つめ直す必要があると考えました。

「子どもの居場所」に関わる大人に必要な姿勢は、学校教育の根底にある「教え込む」という発想ではなく、「支援」という姿勢で子どもと関わることです。支援とは、子どもの主体性を何よりも尊重すること、子どもの意見を聞くこと、子ども達の意思が環境に反映される仕組みを作ること、また、子どもが潜在的に持っている意欲を引き出すことなどです。このような大人の支援を得ながら主体的に様々な体験をする中で、子ども一人ひとりが自由に育ち、自己肯定感が高まり、社会とかかわっていく力の土台が育つと考えました。

端的ですが、以上がわたしたちが研究を通じて学んだ視点です。

このような視点でこどものまちを見ると、このプログラムは理想に近いものだと思います。しかし、サミットに参加していくつか疑問を感じる場面もありました。大人の役割という視点に即して今回のサミットの感想を書きたいと思います。

ゲルト氏の講演で特に印象に残ったのは「子どもにまかせることが重要な教育上の観点である」「大人の役割は『演出』することである」という言葉です。多くのこどものまちでは、「子どもに任せる」を原則としながらも、優れた演出がなされていて、子どもが楽しみながら多様な仕事に取り組んでいるようでした。

例えばミニミュンヘンをはじめ、多くのこどものまちでは、まちのルールを変えることができます。その方法は、子どもたちの中から市長候補が立候補して、見事選挙によって市長に選ばれた子どもはルールを変える権限を持つというものです。もちろん、選挙では子どもが投票します。子ども自身の手によってこどものまちのルールが作り変えられていくのです。

また、ミニヨコハマシティでは、ヘアメイクの仕事をしたという子どもの求めに応じて、プロのヘアメイクアーティ

ストによるレッスンが行われました。子どもはやりたいことをイメージすることはできても、それを実現することは難しいものです。そこでこのような大人の演出が加わることで、子どもの「やりたい」が「できる」に変わるのだと思います。

このように、こどものまちにおいて、大人はあくまでも子どもの主体性を尊重しながら、一方で子どものやりたいことを実現していくために必要な手助けはするという、微妙な舵取りをしています。子どもを中心に置きながらも大人が一定の役割を果たすことで子どもの多様な「やりたい」を引き出し、こどものまちが豊かになっていくのだと考えられます。しかし、サミットや、ミニさくらの参加を通じて、まだまだ大人の役割が不明確で、周知されていないと感じる部分もありました。

こどものまちで、毎回苦心するのは、「大人の口出し」であるといえます。これは「教え込む」ことに慣れきってしまっている大人が、無意識的にしてしまう指示や、注意などです。トラブルが起きた時、市議会において子ども同士で対処の仕方を決めたにも拘わらず、それを批判する大人スタッフがいったり、仕事をしている子どもの横に張り付いて指示し続ける保護者がいったりします。

また、「職業訓練」という要素を前面に出しているこどものまちも見受けられました。子どもが自由に楽しむことよりも、そこで子どもが「職業観」を学び取ることを求めているようにも思えました。それは大人がもつ価値観からくる限定的な成果の要求であり、そのような態度では子どもの自由奔放な意思や行動を受け止めるのは難しく、豊かにこどものまちが発展することもないのではないのでしょうか。

こどものまちで重要な大人の役割は二点あると思います。一つは子どもの「楽しい」を中心とし、楽しいからこそ湧き出てくる子どもの意思や行動を受け止め、子どもの「やりたい」を実現できるように支援していくこと。そしてもう一つは子どもに対して限定的な成果を求めず、一人ひとり違った育ちがあって良いということを理解することです。

多くのこどものまちで見られるこのような大人の支援があれば、子どもは自らの意思で多様な体験をし、百人百様の育ちを得ることができるのだと思います。だからこそ全国のこどものまちや、今回のようなサミットが大人の支援のあり方を考える拠点となり、情報や問題意識の発信地となることを期待しています。

「子どもの権利－支援研究会」の設立について

安部 芳絵 (早稲田大学) ・ 高木 章成 (法政大学大学院)

本年3月、私たち「子どもの権利条例」を研究する全国の若手研究者12名が参加する「子どもの権利－支援研究会」(通称：子ども支援研)が、子どもの権利条約総合研究所(CRC研究所)内に設立されました。ここでは、私たちの研究会の設立経過とこれからの活動について紹介します。

●なぜ「子どもの権利条例」を研究するのか？

ニュースレターの読者のみなさんは、何らかの形で子どもの課題に関わられていることと思います。この課題の多くは、地域社会に深く関わっています。「子どもの課題は地域社会の共通課題である」と云ってしまっても、言い過ぎではありません。

地域社会の中で子どもの課題に取り組むにあたっては、子ども自身の地域社会の主体的なメンバーとして、一緒に行動していく姿勢が必要です。そして、自治体として市民合意に基づいてこのような姿勢を表明したもの(自治立法)が「子どもの権利条例」なのです。

いま、自治体は、子どもを施策の対象から、権利の主体・まちづくりの担い手として捉え始めているのです。このような動きを研究機関・在野を問わず、教育学・法学・福祉学・看護学・政治学などの若手研究者の学問領域を超えた交流によって研究していくのが、子ども支援研の目指すものです。

●「子どもの権利条例」はどう研究されてきたのか

2002年4月、CRC研究所は日本における子どもの権利研究の発展を目的に創設されました。設立趣旨で「地域の子どもの権利」研究を謳っていて、各地の子どもの権利条例づくりにも積極的に携わってきました。

この5年間で、『新選[子どもの権利]条例集』(2002年9月)、『川崎発 子どもの権利条約』(2002年11月)、『子どもにやさしいまちづくり』(2004年11月)が刊行されたほか、「全国自治体調査」(2003年)や「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」(2005年)などの実践的な調査・研究プロジェクトがありました。その成果は、ニュースレター第81号(2005年10月)で、「子ども(の権利に関する)条例」の分類表として紹介されています。

子ども支援研では、これらの成果を引き継ぎ、発展させていくとともに、条例づくりの最新動向をこのニュースレターでも紹介していきます。

●「条例づくり」と「条例研究」の懸け橋として

今年になってから、1月に「名張市子ども条例」が、4月に「白山市子どもの権利に関する条例」と「志免町子どもの権利条例」が施行されました。これらの条例は、子どもの権利の総合的保障を目指すもので、2001年4月施行の「川崎市子どもの権利に関する条例」を皮切りに、現在、全国11市区町で施行されています。また、これ以外にも各地の地域特性によって70を超える自治体で、子どもをテーマにした条例が制定され、これからも増えていくことが確実です。(詳しくは、後述の札幌市ホームページを参照のこと。)

ただ、条例づくりはどうしても法律の条文を「書く」と云う作業になり勝ちです。そのときに考えなければならないのは、地域の中で子どもを主役とするどのような問題があるのかを子どもたちを交えて話し合い、実践的にどうすれば解決できるのかを考え抜くことです。問題の解決方法を考える中で、自治体が何をしたら良いのかが明らかになり、そのために条例に何を書く必要があるのかがまとまっていきます。

一方、最近の条例には子どもの責務や役割を書き込むものが見られます。もちろん、責務や役割を条例に書き込んだとしても、それを根拠に何かを子どもに強制することはできませんが、何らかの(特におとなが考える)「子どものあり方」がこのような条文には反映されることになります。

子ども支援研では、全国で子どもの権利条例を研究する若手研究者がつながって、情報交換・研究交流をしていくことによって、こうした権利条例をめぐる各地域の動きを把握していきます。各地で条例づくりに取り組んでいる方々にそれらの情報を提供していくことも考えています。

具体的には、年1～2回、集まって研究会を開催するほか、日常的な情報交換はメーリングリストで行っています(参加希望の方は、後述のホームページからご連絡ください。)

また、4月には研究会メンバーが人権政策研究会で子どもの権利条例について報告をするなど、対外的な研究・実践交流も深めていこうと考えています。

・子ども支援研HP：

<http://www.freeml.com/info/rorc@freeml.com>

・札幌市子ども未来局(条例動向)：

http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/L01_3.html

札幌市子どもの権利条例制定に向けての動向

小林 勇樹（筑波大学大学院）

札幌市が平成18年度中の成立を目指すとしていた「札幌市子どもの権利に関する条例」案は、2月の定例会において審議・採決が行われ、議会において野党会派による反対多数で否決された。同条例の制定を求めてきた市民団体「札幌市子どもの権利条例制定市民会議」が提出した関連する陳情も不採択とされた。市は、いじめ問題の深刻化に対応するため、一刻も早い制定を求めたものの、議会では、「家庭や学校が混乱する」「権利より義務を教えるべき」とする意見が相次

いで出され、市の理事者は最後までこれを説得し切れなかった。背景には、4月の統一地方選挙において実施された市長選挙、市議会議員選挙をめぐる市長と議会の駆け引きの激化がある。

選挙後、再選された上田文雄市長は、マニフェストに「札幌市子どもの権利条例」の制定を掲げており、条例制定に向けて市と市民による新たな取り組みが行われる見通しである。

新潟市子どもの権利条例

工藤 一真（新潟大学）

はじめに

新潟市は子どもの権利条例の本年度内制定を目指している。このため、子育て支援等を担当する「こども未来課」を主管として、昨年5月から「にいがたっ子すこやか未来市民委員会 子どもの権利条例部会」（「部会」）を設け、条例案を検討してきた。（http://www.city.niigata.jp/info/kodomo/mirai/simin_iinkai_top.html）

部会は市民のみで構成される出入り自由な組織だが、実際には一部の市民（子どもはごく少数）によって運営されていた。私たちは条例の部会素案がほぼ固まりつつあった今年3月に部会の存在を知り、参加し始めた。参加直後から部会素案の問題性に気づき、われわれ独自の「条例案」と「提案理由」を部会で示した。しかし、われわれの意見が十分に反映されていない部会案が先日採択された。

条例部会案の問題点

われわれの視点は、部会案に欠けていた、①子どもの権利主体性の重視、②「成長発達」など不適切な用語の排除、③子どもの参加・意見表明権の重視、④子ども会議設置の必要性の4点に集約できる。

今後の動向

先日部会で、審議会である「検討委員会」（委員5名程度）を設置するとの方針が伝えられた。しかし、同委員会は7月から5か月間、月1回程度審議することが予定されているにすぎず、障がいをもつ子ども、外国籍の子ども、不登校の子どもなどから直接意見を聴く機会も想定されていない。さまざまな子どもが直面する問題点を確認し、子どもの要求やニーズを受け止めるには、この体制では不十分である。

今後も、新潟市における子どもの現状を踏まえた条例づくりに向けて、条例制定過程に引き続き参画したい。

「射水市子どもに関する条例」の制定

～「権利の保障」から「責務」の強調へ～

富山県射水市議会は、6月20日の本会議で「射水市子どもに関する条例」を可決・成立させました。射水市は2005年11月に富山県西部の5市町村が合併して発足した人口9万人強の新しい市です。射水市に合併する前の旧小杉町は、幅広い住民参加によって「子どもの権利に関する条例」を制定し、2003年4月に施行していました（合併と同時に廃止）。合併に際しては、合併後に旧小杉町の条例の趣旨を尊重する条例を検討して、制定することが約束されました。

この約束に基づき市は、昨年6月に検討幹事会、今年1月には検討協議会を設置し新条例の素案を作成。4月にパブリ

ック・コメントをして、6月の定例市議会に提案をしました。

新条例は、「簡潔で親しみやすい名称」として「子どもに関する条例」となりました。旧小杉町条例は前文と7章22条の構成でしたが、新条例は12条に簡素化され、8条に亘った子どもの権利規定は1つの条文にまとめられ、「子どもは…」と云う主語は無くなりました。

一方で、旧小杉町条例にあった「子どもの権利の保障」に関する規定が、親等・施設関係者・地域社会の責務として定められるなど、全体として権利保障のトーンが弱まり、条例づくりを見守ってきた市民たちは危惧しています。（編集部）

国連・拷問禁止委員会による日本の第1回報告書審査

～女性に対する暴力や人身売買についても勧告～

平野 裕二 (ARC代表)

国連・拷問禁止委員会 (CAT) は、5月9～10日にかけてジュネーブで日本の第1回報告書の審査を行ない、18日付で「結論および勧告」を採択した (公表は22日)。

CATは、1984年に国連で採択された拷問等禁止条約 (拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約) の実施状況を監視する機関である。日本は1999年に同条約に加入し、2005年12月に第1回報告書を提出した。

「結論」では、報告書が本来の期限 (2000年7月) より5年以上遅れて提出されたことに加え、「条約の規定が締約国で実際にどのように適用されているか」 (強調引用者) について十分な情報が提供されていない点について遺憾の意が表明されている。そのうえで、入管収容施設における外国人の不当な取扱い、「代用監獄」問題 (警察留置場における被疑者の勾留)、刑務所等における人権侵害、死刑囚の処遇、精神病院への収容といった多くの問題について詳細な指摘が行なわれた。

より直接的に子どもに関わる問題としては、性暴力と人身売買への対応の不十分さが取り上げられている (パラ24)。とくに興行ビザの目的外使用によって人身売買が促進され、被害者への支援措置・救済措置が不十分であることが問題視された。2006年に保護された人身売買被害者47名のうち保護時に18歳未満だった者は9名で、14歳で日本に連れてこられてホステス・売春婦として働いていた者も3名いたという (法務省入国管理局発表、2007年2月)。CATから勧告されたとおり、人身売買対策および被害者支援のいっそうの強化が必要である。

また、「軍事基地に配備された軍関係者 (外国軍関係者を含む) による女性および少女に対する暴力」についても懸念が表明された。名指しこそされていないものの、沖縄等における駐留米軍関係者による性暴力をとくに念頭に置いたものであろう。

他の箇所 (パラ23) では、日本軍による性奴隷制的慣行の被害者 (いわゆる従軍慰安婦) への対応が不十分であること、事実の否定・隠蔽等によってこれらの女性が「継続的な虐待および再トラウマ」を経験していることも指摘されている。政府は「過去の出来事であって条約は適用されない」などと審査の場で主張したが、被害者に対して十分な救済措置を提供すること、これらの問題について教育を行なうことは、今後同様の被害が発生することを防止するという意味でも条約上の義務であるというのがCATの考え方である。

これらの問題との関連で、「性的侵害およびジェンダーに基づく侵害の根本的原因である差別に対応するための教育」の実施も勧告された (パラ23)。より一般的に、警察等の法執行官、裁判官、入管職員等を対象として、とくに「子どもおよび女性」に焦点を当てた定期的な人権研修を行なうことも促されている (パラ21)。収容施設等での人権侵害に迅速・効果的に対応できるような、独立機関の設置も含む救済手続の整備も重要な課題である (パラ20)。

CATの勧告を誠実に受けとめ、「子どもに対する暴力」に関する国連事務総長研究の勧告等も考慮しながら対応を進めていくことが求められる。

◆CATの「結論および勧告」の日本語訳は、「監獄人権センター」のウェブサイトの関連ページを参照。

<http://www.jca.apc.org/cpr/2007/cat-counter.html>

ヨーロッパ

子どもを性暴力から保護するための新条約作成へ

～性的搾取・性的虐待を網羅的にとらえる画期的視点～

平野 裕二 (ARC代表)

欧州評議会は、人権や民主主義等の共通の価値の実現に向けたヨーロッパ諸国間の協調の拡大を目的とする、地域的政府間機関である。「欧州人権条約」を中核とする多くの地域人権文書のほか、「サイバー犯罪条約」のような刑事分野での条約も作成している。「子どもの権利行使に関する条約」や「子に関わる接触についての条約」など、子どもの権利についても多くの文書を採択してきた。日本もオブザーバーとして参加しており、一連の取り組みから学ぶべきことは少なくない。

その欧州評議会が現在、「性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約」の策定作業を進めている。4月10日現在の草案 (全50条) は、(1)総則、(2)防止措置、(3)国内実施体制、(4)被害者に対する保護措置および援助、(5)加害者を対象とする介入措置、(6)刑事実体法、(7)捜査・訴追および手続法、(8)データの記

録・保管、(9)国際協力、(10)監視機構などの13章から構成される総合的な内容である。章立てにも、処罰による威嚇よりも防止や被害者支援を優先させるという確固たる思想が反映されている。

最大の特徴は、その名称にも表れているように、児童買春・児童ポルノ等の (商業的) 性的搾取だけではなく、それ以外の形態の子どもの性的虐待も対象としている点である。

近年、子どもの商業的性的搾取については国内外で相当の取り組みの進展が見られたが、他方、子どもに対するそれ以外の形態の性暴力まで視野に入れた総合的な議論は必ずしも十分に行なわれてこなかった。日本ではとりわけその傾向が強く、児童買春・児童ポルノ法については熱心な議論や働きかけが行なわれても、性的同意年齢 (13歳) や都道府県条例の「淫行」処罰規定を子どもの人権の視点から見直していく視点はきわめて希薄である。

これに対し、条約案では次のような一連の行為が取り上げられている（第6章）。

- ・性的虐待（18条）：性的同意年齢に達しない子どもとの性的活動、威迫・有形力・脅迫を用いた／優越的地位の濫用による／子どもとのくに脆弱な状況に乗じた性的活動等
- ・児童買春に関わる犯罪（19条）
- ・児童ポルノに関わる犯罪（20条）：児童ポルノの製造・提供・頒布・送信・入手・所持、情報通信技術を通じた児童ポルノへの故意のアクセス（ただし、単純製造・単純所持の禁止については一定の条件下で、情報通信技術を通じたアクセスについては無条件に、留保が可能）
- ・ポルノのパフォーマンスへの子どもの参加に関わる犯罪（21条）：当該パフォーマンスでの子どもの使用等、事情を知ったうえでの当該パフォーマンスの鑑賞（後者については留保可）
- ・子どもの汚染（corruption）（22条）：性的同意年齢に達しない子どもに対して意図的に性的虐待・活動を目撃させること
- ・性的目的での子どもの勧誘（23条）：性的活動または児童ポルノの製造を目的とした、情報通信技術を通じた（性的同意年齢に達しない）子どもの勧誘（ただし子どもと会うための具体的行為がともなった場合に限る）

また、これらの犯罪を宣伝する資料の頒布についても防止・禁止のための措置をとらなければならない（8条2項）。

とりわけ18条の規定は、「わいせつな」または「みだらな」行為

といった道徳主義的で曖昧な視点ではなく、子どもの人権の視点から子どもの性的虐待の定義を明確化しようとしている点で画期的である。これらの基準はすでにヨーロッパ諸国等の国内法で導入されているものではあるが（拙稿「世界の一〇代と性的自己決定」季刊SEXUALITY1号・2001年1月）、それが国際法上の位置づけを与えられる意義は大きい。

子どもの性的自己決定権を不当に侵害しないようにするための配慮が随所にうかがえる点も、重要である。たとえば18条では、合意に基づく未成年者同士の性的活動まで規制しようとする意図はないことが明確にされている（3項）。一部の行為については性的同意年齢に達しない子どものみが保護の対象とされているのも、このような配慮の結果であろう（22条・23条）。児童ポルノの単純製造・所持の禁止についても、性的同意年齢に達した子どもが純粋に私的目的での製造・所持に同意した場合には適用除外が認められている（20条3項）。

児童買春・児童ポルノ法の改正（2004年）のさい、筆者はいくつかの意見書を発表し、性暴力から子どもを保護するための総合的法整備の必要性を訴えた。今回の欧州評議会条約案は、そのような問題意識が国際的にも共有されつつあるようになっていることの表れである。最近になって米国から児童ポルノの単純所持の犯罪化が要求されたこともあり、そろそろ児童買春・児童ポルノ法を再改正する動きが具体化すると予想されるが、このような動向も踏まえた議論が求められる。

ネットワーク イベント報告

しつけ？ それとも体罰？

～問われる子どもとの向き合い方～



この度、子どもの権利条約ネットワークが主催で5月13日晴天のなか、早稲田大学のキャンパスにて1時半から穏やかな明るい雰囲気で開催されました。

「しつけ」や「体罰」を考えることから子どもとの向き合い方を改めて捉え直そう、暮らしの中でわき上がってくる疑問や避けられないジレンマを、子どもの権利条約をキーワードに、じっくりといろんな人たちと共に考えていこうと今回のイベントは開かれました。保護者に加え、教育現場の関係者や保育関係者といった日頃から子どもとの向き合い方を考えている方々など、当局スタッフを含めた35名がこのイベントに集まりました。

法律でも明確に禁止され、人権の視点からも許されないにもかかわらず、未だに「体罰」に対する考え方が「しつけ」と混同している社会の現状があります。また、2月5日には文部科学省が学校教育法11条で禁止されている教員の体罰

に関する考え方をまとめたものを通知したこともふまえ、「体罰」と「しつけ」という境界があいまいなラインを、子どもと向き合う中で「子どもの権利」という視点を基に考えていこう。今回のイベントではそういった問題意識に立って始まりました。

第一部では、ARC代表であり子どもの権利条約ネットワークの運営員も務めていらっしゃる平野裕二さんが「体罰禁止の国際的動向と日本」というテーマで講演を行いました。

今年タイ・バンコクにてセーブ・ザ・チルドレン主催で開催された「子どもに対する暴力」国連研究フォローアップ地域会合に参加したことをふまえ、体罰禁止に関する国際的動向を報告していただきました。また、日本政府の政策や取り組みの問題点など、国内の動きについても取り上げてもらい、様々な視点から「体罰」と「しつけ」について考えていきました。

中でも参加者の多くの方が関心の声をよせたのは「積極的なしつけ（positive discipline）」という子どもの権利の視点に立ったしつけの概念でした。力と恐怖ではなく、相手を尊重することを基盤として内なる権威を行使していくこと。それも、恐怖と権力による暴力的な権威ではなく、態度や言葉からにじみ出る尊敬をもった“内なる権威”を示していくこと。また、一方的な価値判断や決めつけを行わずに、学校や家庭の中で、寛容・平等・尊重をもって相手に耳を傾けて

いくことなど、まさに子どもとの対話の中で育まれる“積極的なしつけ（前向きなしつけ）”は、具体的に長期的な方向性をもった子どもへの向き合い方として参加者から共感を集めました。

第二部では、第一部の講演内容や、参加者自身が日頃抱えるしつけと体罰に関する疑問点やジレンマなどを小グループ形式のワークショップで話し合いました。講演内容を振り返って関心をもったポイントや疑問があった部分を意見として出し合ったり、普段職場や家庭などで抱える子どもとの向き合い方に対する考え方など、親しみのある雰囲気の中で話し合いが行われました。

さらには、子どもの権利条約ネットワーク代表の喜多明人さん（早稲田大学教授）や同副代表の荒牧重人さん（山梨学院大学法科大学院教授）、そして第一部で講演をした平野裕二さんが子どもの権利の専門家として立ち会い、参加者の質問に答えていきました。

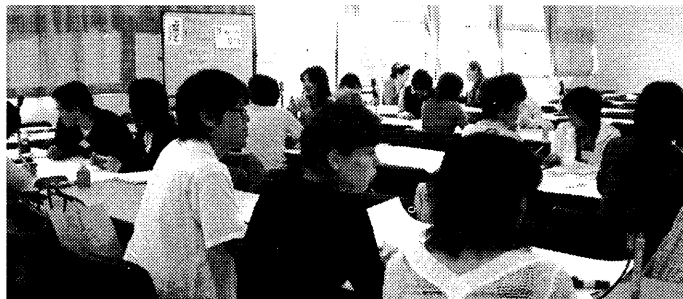
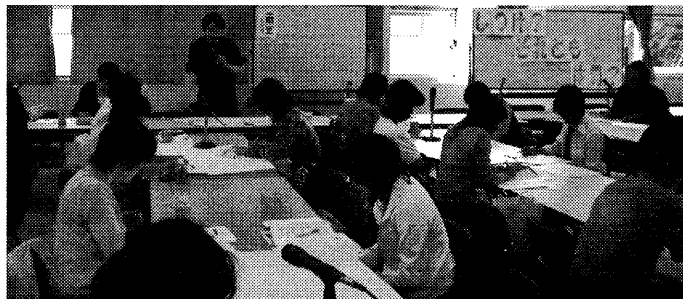
たくさんの職場や子どもと接してきた場面での悩みを、回答者である3人がそれぞれの視点で語っていきました。ときには3人が違う視点でそれぞれの考え方や問題へのアプローチを議論する場面もありました。様々な視点での語らいを通し、多角的な視点で場面に合わせて考えていくことが重要だと改めて確認し合いました。

また、一部の平野さんの話を振り返り、育児のときの社会的プレッシャーに対する親のエンパワメントに着目している人がたくさんいました。これに関しては「親へのエンパワメントが大切!」、「体罰禁止は親へのエンパワメントと一体化した考え方が心に残っている」などといった参加者からの声や、もっと権利の視点をいかした育児、世論に左右されない態度の必要性など、コメンテーターからの意見もできました。「具体的に考えが広まり、環境整備の必要性を感じた」との感想もあがり、これらはたくさん浮かび上がった今後の課題の1つとなりました。

子どもの権利から「しつけ」を考えること。それは親が「こうしたほうがためになる」や「こうなってほしい」という思いを親の枠組みの中で強制的に子どもに強いるのではなく、子どものためになると思うことを「子どもとの対話の中で一

緒に考えていくこと」という大きな議論もありました。どんな場面でも「子どもの権利を尊重しているか」と考えていくことが最もよい解決になり、長期的に子どもの成長を考えた上でのしつけとなることを改めて捉え直すことができました。

全体を振り返って「“体罰”や“しつけ”といったものの漠然とした認識から、具体的な実践として捉えられた」という感触をもってくださった方、「子どもの権利を守るとは子どもの心をしっかりみつめること、という新しい認識が生まれました」という感想を書いてくださった方がいらっしやり、今後につながる大変内容の深まったイベントに参加者の方々をつくりあげていくことができたと思います。子どもの権利という一つの立場をとって議論が展開された今回のイベントでしたが、様々な方が今後もそれぞれの職場や育児など、子どもと向き合う場面で前向きに子どもと対峙して考えていこう、行動していこうという意見をたくさん頂き、心からよかったと感じました。子どもの権利条約の理念と内容が、様々な場面に応じていかされていくこと、シンプルだけれどシンプルであるがゆえに深さをもつ「子どもの権利」の視点の大切さを今後もこういったイベントなどを通じて多くの方と考えていけたらと願います。（運営委員 南雲勇多）



●参加者から

あらためて、『体罰』とは何かを考える

雲雀 信子（NPO法人子育てサポーター・チャオ）

今回、子どもの権利条約ネットワークのイベントに参加させていただいたのは、『しつけ？ それとも体罰？』一問われる子どもとの向きあい方 という、タイトルに強く引かれたからです。

私は日頃、乳幼児の保護者を対象とした、家庭教育学級の講師や育児の相談員をしています。そんな活動の中で、あるお母さんから、『子どもを何回叩いたら虐待ですか？』などという質問を良く受けるからです。子どもを叩くという行為は、決してしつけにはならないと頭では理解していても、つ

い、つい手や足が出てしまう。そして自己嫌悪…。自信喪失…。そんなまじめな母親たちに、本当にたくさん出会います。

今回このイベントに参加し、体罰の意味や子どもへの影響、体罰をしない子どもへの関わり方等を、あらためて考える機会をいただき、今後の活動の参考となる学習をさせていただきました。ありがとうございました。

NPO法人子育てサポーター・チャオ

<http://www10.plala.or.jp/koko-net/>

大人としつけ

高梨 晃宏 (中央大学)

「しつけ」として子どもを叩く。この行為自体は自然なものかと思っていましたし、話を聞こうとしない子に対しては、こうするしかないと考えていました。こう考えるようになった原因は、周りの環境にありました。

私の母はマレーシア人で、向こうでは細い木のムチを「しつけ」の道具として使う風習があるようです。私も小さい頃よく叩かれましたが、母は必ずしもムチを使ったわけではなく、初めは口頭で注意し、それでも言う事を聞かない時に使っていました。叩かれる時は必ず悪いことをした時だったので、叩かれた後は親に対し怒る事はせず、むしろ自己反省をしていました。さらに、「しつけ」として叩く事が自然だと思ふようになったのには、兄弟も関係しています。私には弟が二人いますが、下へ行けばいくほど、このムチを使った「しつけ」をされる回数が減っていき、それに比例するように弟たちはわがままになっているような気がしていたのです。

ここで気になったのが「体罰」と「しつけ」の境目です。どこまでが「しつけ」で、どこからが「体罰」なのか。今回

のイベントに参加して印象に残った言葉があります。「大人にある人権で子どもに無いものがあるのはおかしい。」この言葉で答えがでました。「叩く事」は全て大人の都合なのだと思うようになりました。しかし、問題は「体罰」をやめたら、ますます子どもが調子に乗るじゃないか。」という考えです。

確かに「体罰」をやめただけでは子どもは怖いもの知らずになり、いろいろやってしまうと思います。ですが、大人が「なぜ、悪いのか。なぜ、やってはいけないのか。」子どもの考えをしっかりと聞きつつ、分かるように説明し、話し合いがしっかりとできれば問題は無くなるのではないかと思います。これを実行するのは大変ですが、これが出来るようになれば、人として大きく成長できると思います。「子どもと大人はパートナー」こんな言葉があります。大人が成長すれば、子どももより成長し、より良い社会が出来るのではないかと思います。まずは、自分が社会の事をもっと知り、人としてもっと成長していきたいです。

フォーラム実行委員会

子どもの権利条約フォーラム 2007 in ながの の準備状況

宮澤 節子 (実行委員長)



4月27日、実行委員会発足。プレイベントとして、喜多明人さん(NCRC代表)、赤池悦子さん(NCRC事務局長)をお呼びし、「子どもの権利条約」とフォーラムについてのお話をいただきました。今までの準備会での意見としては、まずは「子どもの権利条約」についての学習の必要性。フォーラムでの子どもの募集と大人の関わりについてでした。特に議論されたのは、子ども実行委員会をどの時点で立ち上げるかでした。どちらかと言うと、大人の意見が優先し指導型になりがちな現状を踏まえて、大人の子どものあり方を認識することが、このフォーラムを進めていくために一番大切に

なっていくのではとの見解に達しました。そこで、発足にあたり、赤池さんにこれまでの経験から、「子どもと大人の関係づくり」についてのお話をいただきました。ここから、実行委員会がスタートしました。

5月20日、荒牧さん(NCRC副代表)、6月3日、喜多さんによる、大人に向けての「子ども権利条約」の学習会を実施。

長野県の子どもの現状をテーマに

実行委員会での議論の焦点は全体テーマを何にするか。高校編成問題、いじめ、不登校、遊び場、親の支援のあり方、条例…… 実行委員のそれぞれの立場から意見が出されています。こうした状況の中、先日の実行委員会では出席していただいた喜多さんからこんな助言をいただきました。「急ぐことはない。まだ課題を出し合う段階。議論することが大切……」 長野県の子どもの現状と向かい合い、いよいよテーマの絞込みへ。

子ども実行委員会の現状は

5月20日、林大介さん(NCRC子どもファシリテーター)

による「子どもの権利条約のワークショップ」から子ども実行委員会立ち上げを企画しました。ところが当日、実行委員の募集チラシ配布、声掛けで集まった子どもは、なんと5人。これが現状でした。終了後、危機感を抱きながらの実行委員会。そんな中、子ども担当の鳥海さんから、「彼らの意見を尊重しながら進めて行きたいですね。今の意見の出し合いが、今の意見の出し合いが一番重要なキーとなってくるかと思えます……」自らの体験を通しての大切なアドバイスがあり

ました。第2回目、自分たちで仲間を募集しようと話し合い、思いをことばにしてチラシを作りました。

<こんなことしたい どんなこと言っても良い もう、我慢しない 僕らにだって言いたいことがある> これからどんな展開になるでしょう？

フォーラムを通して何かを感じ合い、たくさんの思いを重ね、子どもも大人も、気持ちを言い合える場と関係づくりを目指しています。

お知らせ

子どもの権利条約基礎講座

本年も「子どもの権利条約ネットワーク」は基本に戻って基礎講座を開講します。

子どもの権利条約って何？という方にも、今更条約の勉強なんてという方にも満足していただける、不思議な講座です。皆様の知りたいこと、疑問に思っていることの答えがきっと見つかります。子どもに関わるお仕事をされている方、お父さん、お母さん、これから子どもに関わるかもしれない方たち、皆様の質問にお答えします。それぞれ違った内容の講座になりますので、1回だけでも、2回通してでも、自由に参加してください。

申し込みは下記の事務所に電話、ファックス、メール、郵便でお願いします。

講師：荒牧 重人（子どもの権利条約ネットワーク副代表・山梨学院法科大学院教授）

会場：早稲田大学文学部39号館 6F 第7会議室

日時：第1回 7月14日(土) 1時（12時半開場）

第2回 7月20日(金) 6時30分（6時開場）

参加費：大人 1000円（会員：大人800円）

18歳未満 500円（会員：学生・子ども 無料）

連絡先：子どもの権利条約ネットワーク事務所

TEL&FAX：03-3724-5650 E-mail：ncrc@abeam.ocn.ne.jp

（事務所オープン：月・木 12:00～17:00）

2007年度子どもの権利条約ネットワーク運営役員

*五十音順・敬称略

代表：喜 多 明 人

副代表：荒 牧 重 人

事務局長：赤 池 悦 子

事務局次長：安 部 芳 絵

内 田 塔 子

天 野 隆

中 村 たづみ

（会計兼務）

運営委員：唐 木 優 衣

岸 畑 直 美

鈴 木 正 昭

高 木 章 成

長谷部 真 琴

平 野 裕 二

好 光 紀

管 源太郎

北 千加枝

田 家 文 衛

南 雲 勇 多

林 大 介

山 田 奈津帆

監 査：黒 岩 哲 彦

戸 田 真理子



「子どもの権利条約」No.88

2007年6月15日発行

★発行（季刊・年4回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール ncrc@abeam.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/>

★発行人 喜 多 明 人

★編集人 岸 畑 直 美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

定期購読 4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷（株）第一プリント